

デザイン保護法(旧意匠法)

1961.12.31 法律第 951 号
1973.2.8 法律第 2057 号
1973.12.31 法律第 2660 号
1976.12.31 法律第 2957 号
(政府組織法中改正法律)
1980.12.31 法律第 3327 号
1982.11.29 法律第 3568 号
1986.12.31 法律第 3894 号
1990.1.13 法律第 4208 号
[全文改正]
1993.3.6 法律第 4541 号
(政府組織法中改正法律)
1993.12.10 法律第 4595 号
1995.1.5 法律第 4894 号
1995.12.29 法律第 5082 号
1997.4.10 法律第 5329 号
(特許法中改正法律)
1997.8.22 法律第 5354 号
1998.9.23 法律第 5576 号
(特許法中改正法律)
1999.9.7 法律第 6024 号
2001.2.3 法律第 6413 号
2002.1.26 法律第 6626 号
(民事訴訟法中改正法律)
2002.12.11 法律第 6767 号
2004.12.31 法律第 7289 号
2005.5.3 法律第 7554 号
2007.1.3 法律第 8187 号

第 1 章 総 則

第 1 条【目的】この法律は、デザインの保護及び利用を図ることにより、デザインの創作を奨励し、もって産業発展に寄与することを目的とする。

第 2 条【定義】この法律で使用する用語の定義は次の通りである。<改正 1995.12.29、2001.2.3 >

1.“デザイン”とは、物品〔物品の部分(第 12 条を除く)及び文字体を含む。以下同じ〕の形状・模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。<改正 2001.2.3、2004.12.31 >

1の2.“文字体”とは記録や表示又は印刷等に使用するために、共通的な特徴を持った形態に作られた一組のフォント(数字、文章符号及び記号等の形態を含む)をいう。<新設 2004.12.31 >

2.“登録デザイン”とは、デザイン登録を受けているデザインをいう。

3.“デザイン登録”とは、デザイン審査登録及びデザイン無審査登録をいう。

4.“デザイン審査登録”とは、デザイン登録出願がデザイン登録要件のすべてを備えているのかを審査して行うデザイン登録をいう。

5.“デザイン無審査登録”とは、デザイン登録出願がこの法律によるデザインの登録要件中、第26条第2項の規定により適用が除外される登録要件以外の登録要件を備えているかを審査して行うデザイン登録をいう。

6.“実施”とは、デザインに係る物品を製造し使用し譲渡し貸し渡し、若しくは輸入し、又はその物品の譲渡若しくは貸渡の申出(譲渡若しくは貸渡のための展示を含む。以下同じ。)をする行為をいう。

第3条【デザイン登録を受けることができる者】

①デザインを創作した者又はその承継人はこの法律で定めるところによりデザイン登録を受けることができる権利を有する。但し、特許庁の職員及び特許審判院の職員は相続又は遺贈を受ける場合を除き、在職中デザイン登録を受けることができない。〈改正 1993.12.10、1995.1.5、2001.2.3〉

②2人以上が共同してデザインを創作したときはデザイン登録を受けることができる権利は共有とする。〈改正 1993.12.10〉

第4条【「特許法」の準用】「特許法」第3条、第26条及び第28条乃至第28条の5の規定は、デザインについてこれを準用する。この場合、同法第3条第2項中“審判”は、“デザイン無審査登録異議申立て・審判”と読み替え、同法第4条中“出願審査の請求人、審判の請求人”は、“デザイン無審査登録異議申立人、審判の請求人”と読み替え、同法第6条・第11条第1項第4号及び第17条中“第132条の3”は各々“第67条の2又は第67条の3”と読み替え、同法第15条第1項中“第132条の3”は、“第29条の3によるデザイン無審査登録異議申立て理由等の補正期間、第67条の2又は第67条の3”と読み替える。〈改正 1998.9.23、2001.2.3、2004.12.31、2007.1.3〉

第2章 デザイン登録要件及びデザイン登録出願

第5条【デザイン登録の要件】

①工業上利用することができるデザインであって、次の各号の1に掲げるものを除き、そのデザインについてデザイン登録を受けることができる。〈改正 2001.2.3、2004.12.31〉

1.デザイン登録出願前に韓国内又は外国において公知され若しくは公然実施されたデザイン

2. デザイン登録出願前に韓国内又は国外において頒布された刊行物に掲載されたか、又は、電気通信回線を通して公衆が利用可能になったデザイン<改正 2001.2.3、2004.12.31 >

3. 第 1 号又は第 2 号に掲げるデザインに類似するデザイン

② デザイン登録出願前にそのデザインが属する分野において通常の知識を有する者が、第 1 項第 1 号又は第 2 号による該当するデザインの結合によるか、又は、韓国内で広く知られている形状・模様・色彩若しくはこれらの結合に基づいて容易に創作することができるデザイン(第 1 項各号の 1 に該当するデザインを除く。)に対しては、第 1 項の規定にかかわらず、デザイン登録を受けることができない。<改正 1997.8.22、2001.2.3、2004.12.31 >

③ デザイン登録出願に係るデザインが当該デザイン登録出願をした日以前にデザイン登録をし、当該デザイン登録出願後に**出願公開・登録公告又は第 23 条の 6 によりデザイン公報に掲載された**他のデザイン登録出願の願書の記載及び願書に添付した図面・写真若しくは見本に現されたデザインの一部と同一又は類似であるときは、そのデザインについては、第 1 項の規定にかかわらず、デザイン登録を受けることができない。〈新設 2001.2.3、**改正 2007.1.3**〉

第 6 条【デザイン登録を受けることができないデザイン】 次の各号の**いずれか一つ**に該当するデザインについては、第 5 条の規定にかかわらず、デザイン登録を受けることができない。<**改正 2007.1.3** >

1. 国旗・国章・軍旗・勲章・褒章・記章その他の公共機関等の標章並びに外国の国旗・国章又は国際機関等の文字若しくは標識と同一又は類似するデザイン

2. **デザインが与える意味や内容等が一般人の通常的な道徳観念である善良な風俗に反したり、公共秩序を害するおそれがあるデザイン**<**改正 2007.1.3** >

3. 他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがあるデザイン

4. 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなるデザイン<新設 2001.2.3 >

第 7 条【類似デザイン】

① デザイン権者又はデザイン登録出願人は、自己の登録デザイン又はデザイン登録出願をしたデザイン(以下、“基本デザイン”という。)にのみ類似するデザイン(以下、“類似デザイン”という。)については、類似デザインとしてのみデザイン登録を受けることができる。<改正 1997.8.22 >

② 第 1 項の規定により登録を受けた類似デザイン又はデザイン登録出願された類似デザインにのみ類似するデザインについては、第 1 項の規定は適用しない。

第 8 条【新規性喪失の例外】

① デザイン登録を受けることができる権利を有する者のデザインが第 5 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当することになった場合、そのデザインはその日から 6 ヶ月以内にその者がデザイン登録出願したデザインについて同条第 1 項及び第 2 項の規定を適用することにおいては、同条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当しないものと見なす。<改正 2001.2.3、2004.12.31、2007.1.3>

② 第 1 項の規定の適用を受けようとする者はデザイン登録出願をしたとき、デザイン登録出願書にその旨を記載して特許庁長に提出し、これを証明することができる書類をデザイン登録出願日から 30 日以内に特許庁長に提出しなければならない。但し、自己の意思に反してそのデザインが第 5 条第 1 項各号の 1 に該当するに至った場合は、この限りでない。<改正 2001.2.3 >

[全文改正 1997.8.22]

第 9 条【デザイン登録出願】

① デザイン登録を受けようとする者は、次の各号の事項を記載したデザイン審査登録出願書又はデザイン無審査登録出願書を特許庁長に提出しなければならない。<改正 1993.12.10、1997.8.22、2001.2.3、2004.12.31 >

1. デザイン登録出願人の氏名及び住所(法人にあってはその名称・営業所の所在地)

2. デザイン登録出願人の代理人がある場合は、その代理人の氏名又は住所若しくは営業所の所在地(代理人が特許法人にあっては、その名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名)

3.<削除 2001.2.3. >

4. デザインの対象となる物品

4 の 2. 単独デザイン登録出願又は類似デザイン登録出願の可否<新設 2001.2.3 >

5. 基本デザインのデザイン登録番号又はデザイン登録出願番号(第 7 条第 1 項の規定により類似デザインとしてデザイン登録を受けようとする場合に限る。)

6. デザインを創作した者の氏名及び住所

7. 第 23 条第 3 項に規定した事項(優先権主張をしようとする場合に限り記載する。)

② 第 1 項の規定によるデザイン審査登録出願書又はデザイン無審査登録出願書は各デザインに関する次の各号の事項を記載した図面を添付しなければならない。<改正 1993.12.10、1997.8.22、2001.2.3 >

1. デザインの対象となる物品

2. デザインの説明及び創作内容の要点

3. デザインの一連番号(第 11 条の 2 の規定により複数デザイン登録出願をする場合に限る。)

③ デザイン登録出願人は、第 2 項の図面に代えて、デザインの写真若しくは見本を提出することができる。〈改正 2001.2.3 〉

④ デザイン無審査登録を受けようとする者は、デザイン無審査登録出願書に第 1 項各号の事項のほか第 11 条の 2 の規定による複数デザイン登録出願であるか否か、及びデザインの数を記載しなければならない。〈改正 1997.8.22 、2001.2.3 〉

⑤ 第 11 条の 2 の規定による複数デザイン登録出願をしようとする者は、デザイン無審査登録出願書に第 1 項各号の規定による事項及び各デザインの一連番号を記載しなければならない。

〈改正 2001.2.3 、2004.12.31 〉

⑥ デザイン無審査登録出願をすることができるデザインは第 11 条第 2 項の規定による物品の区分のうち産業資源部令で定める物品に限る。この場合、指定された物品に対してはデザイン無審査登録出願にのみ出願することができる。〈新設 1997.8.22 〉

⑦ 第 1 項乃至第 6 項に規定されたもののほか、デザイン登録出願について必要な事項は、産業資源部令で定める。〈改正 1993.3.6 、1995.12.29 、1997.8.22 〉

第 10 条【共同出願】 第 3 条第 2 項の規定によるデザイン登録を受けることができる権利が共有に係るときは、共有者全員は共同してデザイン登録出願をしなければならない。

第 11 条【1 デザイン 1 デザイン登録出願】

① デザイン審査登録出願は 1 デザイン毎に 1 デザイン登録出願とする。〈改正 1997.8.22 、2004.12.31 〉

② デザイン登録出願をしようとする者は、産業資源部令で定める物品の区分に従わなければならない。〈改正 1993.3.6 、1995.12.29 、1997.8.22 、2004.12.31 〉

第 11 条の 2【複数デザイン登録出願】

① デザイン無審査登録出願は、第 11 条第 1 項の規定にかかわらず、20 以内のデザインを 1 デザイン登録出願(以下、“複数デザイン登録出願”という)とすることができる。この場合、1 デザイン毎に分離して表現しなければならない。〈改正 2001.2.3 、2004.12.31 〉

② 複数デザイン登録出願をすることができるデザインの範囲は第 11 条第 2 項の規定による物品の区分上、産業資源部令で定める分類が同一なものとする。〈改正 2001.2.3〉

③ 複数デザイン登録出願をしようとする者は基本デザインと共にその基本デザインに属する類似デザインを出願することができる。〈改 2001.2.3〉

④ 第 3 項の規定にかかわらず、自己の登録デザイン又はデザイン登録出願されたデザインの類似デザインを複数デザイン登録出願する場合は 1 基本デザインに属する類似デザインに限り、1 複数デザイン登録出願とすることができる。〈改正 2001.2.3〉

〈本条新設 1997.8.22〉

〈本条題目改正 2001.2.3〉

第 12 条【組物のデザイン】

① 2 種以上の物品が組物として同時に使用される場合、当該組物の物品のデザインは、組物全体として統一性があるときは 1 デザインとして、デザイン登録を受けることができる。〈改正 2001.2.3〉

② 第 1 項の規定による組物の物品の区分は産業資源部令で定める。〈改正 1993.3.6、1995.12.29〉

③ 〈削除 2001.2.3〉

第 13 条【秘密デザイン】

① デザイン登録出願人は、デザイン権の設定の登録の日から 3 年以内の期間を指定して、そのデザインを秘密にすることを請求することができる。但し、複数デザイン登録出願されたデザインに対する請求は出願されたデザインのすべてに対し請求する場合に限る。〈改正 1997.8.22、2001.2.3〉

② デザイン登録出願人は、第 1 項の請求を、デザイン登録出願をした日から最初のデザイン登録料を納付する日まで行うことができる。但し、第 35 条第 1 項第 1 号及び第 2 項の規定により、その登録料が免除される場合には、第 39 条第 2 項に規定されるデザイン権を設定するための登録をする時まで行うことができる。〈改正 2007.1.3〉

③ デザイン登録出願人又はデザイン権者は、第 1 項の規定により指定した期間を請求により短縮し又は延長することができる。この場合、当該期間を延長する場合は、デザイン権の設定の登録の日から 3 年を超えることができない。

④ 特許庁長は次の各号の 1 に該当するときは、第 1 項の規定による秘密デザインの閲覧請求に応じなければならない。〈改正 1995.1.5、1997.8.22〉

1. デザイン権者の承諾を得た者の請求があったとき
 2. その秘密デザインと同一若しくは類似のデザインに関する審査・デザイン無審査登録異議の申立・審判・再審又は訴訟の当事者又は参加人から請求があったとき
 3. デザイン権侵害の警告を受けた事実を疎明した者の請求があったとき
 4. 法院又は特許審判院から請求があったとき
- ⑤ 第 23 条の 2 の規定による出願公開申請があった場合は第 1 項の規定による請求は撤回されたものとみなす。〈新設 1997.8.22〉

第 14 条【無権利者のデザイン登録出願と正当な権利者の保護】

デザイン創作者ではない者としてデザイン登録を受けることができる権利の承継人でない者(以下“無権利者とする”)が行ったデザイン登録出願が、第 3 条第 1 項本文によるデザイン登録を受けられる権利を持たない事由で第 26 条第 1 項第 3 号に該当し、デザイン登録を受けることができなくなった場合は、その無権利者のデザイン登録出願後にした正当な権利者のデザイン登録出願は、無権利者がデザイン登録出願をしたときにデザイン登録出願をしたものとみなす。但し、無権利者がデザイン登録を受けられなくなった日から 30 日を経過した後に正当な権利者がデザイン登録出願をした場合は、この限りでない。〈改正 2007.1.3〉

第 15 条【無権利者のデザイン登録と正当な権利者の保護】 第 3 条第 1 項本文の規定によるデザイン登録を受けることができる権利を持たない事由により、そのデザイン登録に対するの取消決定又は無効とする旨の審決が確定した場合は、そのデザイン登録出願後にした正当な権利者のデザイン登録出願は、取消し又は無効となったその登録デザインのデザイン登録出願の時にデザイン登録出願をしたものとみなす。但し、取消決定又は審決が確定した日から 30 日を経過した後にデザイン登録出願をした場合は、この限りではない。〈改正 1997.8.22、2001.2.3〉

第 16 条【先願】

- ① 同一又は類似するデザインについて異なった日に二以上のデザイン登録出願があったときは、最先のデザイン登録出願人のみとそのデザインについてデザイン登録を受けることができる。
- ② 同一又は類似のデザインについて同日に二以上のデザイン登録出願があったときは、デザイン登録出願人の協議により定めた一のデザイン登録出願人のみとそのデザインについてデザイン登録を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いずれのデザイン登録出願人もそのデザインについてデザイン登録を受けることができない。

③デザイン登録出願が、無効・取下げ・放棄又は拒絶決定や拒絶するという主旨の審決が確定された時には、そのデザイン登録出願は、第 1 項及び第 2 項の適用については、初めからなかったものと見なす。但し、第 2 項後段に該当して、そのデザイン登録出願について拒絶決定や拒絶するという主旨の審決が確定された時には、この限りではない。〈改正 2007.1.3〉

④デザインを創作した者でない者であって、デザイン登録を受けることができる権利を承継しないものがしたデザイン登録出願は第 1 項及び第 2 項の規定の適用については初めからなかったものとみなす。〈改正 1993.12.10〉

⑤特許庁長は第 2 項の場合は、デザイン登録出願人に相当の期間を指定して協議の結果を届け出るべき旨を命じて、その期間内に届出がないときは、第 2 項の協議が成立しなかったものとみなす。〈本条題目改正 2001.2.3〉

第 17 条【手続の補正】 特許庁長又は特許審判院長は、デザイン登録に関する手続が次の各号の 1 に該当する場合は、期間を定めて、補正を命じなければならない。〈改正 2002.12.11、2007.1.3〉

1. 第 4 条の規定により準用する「特許法」第 3 条第 1 項又は第 6 条の規定に違反している場合

2. この法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反している場合

3. 第 34 条の規定により納付すべき手数料を納付しない場合

第 18 条【出願の補正と要旨変更】

①デザイン登録出願人は、最初のデザイン登録出願の要旨を変更しない範囲内においてデザイン登録出願書の記載事項、デザイン登録出願書に添付した図面、図面の記載事項及び写真や見本を補正することができる。〈改正 1995.1.5、2001.2.3、2004.12.31〉

②デザイン登録出願人は類似デザイン登録出願を単独のデザイン登録出願に、単独のデザイン登録出願を類似デザイン登録出願に変更する補正をすることができる。〈改正 2004.12.31〉

③第 2 項により類似デザイン登録出願を単独のデザイン登録出願に補正する際、第 8 条第 1 項の規定の適用を受けようとする者は、同条第 2 項の規定に拘らずその補正をする時に補正書にその趣旨を記入し特許庁長に提出して、これを証明できる書類を補正書提出日から 30 日以内に特許庁長に提出しなければならない。〈新設 2007.1.3〉

④デザイン登録出願人はデザイン無審査登録出願をデザイン審査登録出願に、デザイン審査登録出願をデザイン無審査登録出願に変更する補正をすることができる。〈改正 2007.1.3〉

⑤デザイン登録出願人は第 1 項乃至第 4 項の規定による補正を第 28 条の規定によるデザイン登録決定、又は第 26 条の規定によるデザイン登録拒絶決定に該当する決定(以下“デザイン登録可否決定”という)の通知書が送達される前まで行うことができる。但し、デザイン登録拒絶決定に対する審判を請求する場合には、その審判請求日から 30 日以内に補正することができる。〈改正 2007.1.3〉

⑥第 1 項乃至第 4 項の規定による補正が、最初のデザイン登録出願の要旨を変更するものであるとデザイン権の設定登録があった後に認定されたときには、そのデザイン登録出願はその補正書を提出したときにデザイン登録出願をしたものとみなす。〈改正 2007.1.3〉

[全文改正 2004.12.31]

第 18 条の 2 【補正の却下】

①審査官は、第 18 条の規定による補正がデザイン登録出願の要旨を変更するものであるときには、決定でその補正を却下しなければならない。〈改正 2004.12.31〉

②審査官は第 1 項の規定による却下の決定があったときは、当該決定の謄本をデザイン登録出願人に送達した日から 30 日を経過するまでは、当該デザイン登録出願についてデザイン登録可否決定をしてはならない。

③審査官はデザイン登録出願人が第 1 項の規定による却下の決定に対し第 67 条の 2 の規定による審判を請求したときは、その審判の審決が確定するまでそのデザイン登録出願の審査を中止しなければならない。

④第 1 項の規定による却下の決定は文書をもって行い、且つ、その理由を付さなければならない。〈本条新設 2001.2.3〉

第 19 条 【出願の分割】

①次の各号の 1 に該当する者は、当該デザイン登録出願の一部を一以上の新たなデザイン登録出願に分割しデザイン登録出願をすることができる。〈改正 1997.8.22、2001.2.3〉

1. 第 11 条の規定に違反して二以上のデザインを 1 デザイン登録出願として出願した者

2. 複数デザイン登録出願した者

3.<削除 2001.2.3 >

②第 1 項の規定により分割されたデザイン登録出願(以下“分割出願”とする)がある場合、その分割出願は最初にデザイン登録出願をした時に出願したものとして見なす。但し、第 8 条第 2 項又は第 23 条第 3 項及び第 4 項の規定の適用については、この限りでない。
<改正 1993.12.10、2007.1.3>

③第 1 項の規定によるデザイン登録出願の分割は、第 18 条第 4 項の規定による補正をすることができる期間内にすることができる。<改正 2004.12.31 >

④<削除 2001.2.3 >

第 20 条 <削除 2004.12.31 >

第 20 条の 2 <削除 2004.12.31 >

第 21 条及び第 22 条 <削除 1998.9.23 >

第 23 条【条約による優先権主張】

①条約により大韓民国国民に出願に対する優先権を認める当事国の国民がその当事国又は他の当事国に出願をした後、同一のデザインを大韓民国にデザイン登録出願をして優先権を主張するときは、第 5 条及び第 16 条の規定の適用についてはその当事国に出願した日を大韓民国にデザイン登録出願をした日とみなす。大韓民国国民が条約により大韓民国国民に出願に対する優先権を認める当事国に出願した後、同一のデザインを大韓民国にデザイン登録出願をした場合も、また同様とする。<改正 2001.2.3 >

②第 1 項の規定により優先権を主張しようとする者は、優先権の主張の基礎となる最初の出願の日から 6 月以内にデザイン登録出願をしなければ、これを主張することができない。

③第 1 項の規定により優先権を主張しようとする者は、デザイン登録出願のときデザイン登録出願書にその旨、最初に出願した国名及び出願の年月日を記載しなければならない。

④第 3 項の規定により優先権を主張した者は、最初に出願をした国の政府が認める出願の年月日を記載した書面及び図面の謄本をデザイン登録出願の日から 3 月以内に特許庁長に提出しなければならない。

⑤第 3 項の規定により優先権を主張した者が第 4 項の期間内に同項に規定する書類を提出しない場合は、当該優先権の主張は、その効力を失う。

第 23 条の 2【出願公開】

① デザイン審査登録出願人は産業資源部令で定めるところにより、自己のデザイン登録出願に対し公開を申請することができる。但し、複数デザインに対する申請は出願されたデザイン全部に対して申請する場合に限る。〈改正 1997.8.22、2001.2.3、2004.12.31〉

② 特許庁長は第 1 項の規定による公開申請があったときは、そのデザイン登録出願に関し第 78 条の規定によるデザイン公報に掲載し出願公開をしなければならない。但し、デザイン登録出願されたデザインが次の各号のいずれか一つに該当する場合は出願公開をしないことができる。〈改正 2007.1.3〉

1. デザインが与える意味や内容等が一般人の通常的な道徳観念である善良な風俗に反したり、公共秩序を害するおそれがある場合 〈改正 2007.1.3〉

2. 第 24 条の規定により準用する「特許法」第 41 条第 1 項の規定により国防上の秘密として取扱わなければならない場合 〈改正 2007.1.3〉

③ 第 1 項の規定による公開の申請は、そのデザイン登録出願に対する最初のデザイン登録可否決定書の謄本の送達を受けた後はこれを行うことができない。〈改正 2001.2.3〉

④ 〈削除 2001.2.3〉

[本条新設 1995.12.29]

第 23 条の 3【出願公開の効果】

① デザイン登録出願人は出願公開があった後に、そのデザイン登録出願されたデザイン又はこれに類似するデザインを業として実施した者に対し、デザイン登録出願されたデザインであることを書面でもって警告することができる。

② 第 1 項の規定による警告を受け、又は出願公開されたデザインであることを知り、そのデザイン登録出願されたデザイン若しくはこれに類似するデザインを業として実施した者に対し、デザイン登録出願人は、その警告を受けたとき、又は出願公開されたデザインであることを知った日からデザイン権の設定の登録時までの期間の間その登録デザイン若しくはこれに類似するデザインの実施に対し通常受けることができる金額に相当する補償金の支払を請求することができる。

③ 第 2 項の規定による請求権は、当該デザイン登録出願されたデザインに対するデザイン権の設定の登録があった後でなければこれを行使することができない。

④ 第 2 項の規定による請求権の行使は、デザイン権の行使を妨げない。

⑤第 63 条・第 67 条又は民法第 760 条及び同法第 766 条の規定は、第 2 項の規定による請求権を行使する場合に準用する。この場合において、民法第 766 条第 1 項の中“被害者又はその法定代理人が、その損害及び加害者を知った日”とあるのは、“当該デザイン権の設定の登録日”と読み替えるものとする。

[本条新設 1995.12.29]

⑥出願公開後デザイン登録出願が放棄・無効又は取り下げられたとき、デザイン登録出願のデザイン登録拒絶決定が確定になった時、第29条の5第3項の規定によるデザイン登録取消決定が確定になった時又は第68条の規定によるデザイン登録を無効にするという審決(同条第1項第4号の規定による場合を除く)が確定になった時には第2項の規定による請求権は始めから発生しなかったものよみなす。〈新設2001.2.3、2004.12.31〉

[本条新設 1995.12.29]

第 23 条の 4【デザイン登録を受けることができる権利の移転等】

①デザイン登録を受けることができる権利は移転することができる。但し、基本デザイン登録を受けることができる権利と類似デザイン登録を受けることができる権利はともに移転しなければならない。

②デザイン登録を受けることができる権利は質権の目的とすることができない。

③デザイン登録を受けることができる権利が共有である場合は、各共有者は他の共有者全員の同意を得なければ、その持分を譲渡することができない。

[本条新設 1997.8.22]

第 23 条の 5【情報提供】

デザイン登録出願されたデザインについては、誰でも当該デザインが第 26 条第 1 項各号の 1 に該当し登録できないという趣旨の情報を証拠とともに特許庁長に提供することができる。〈改正 2004.12.31 〉

[本条新設 2001.2.3]

第 23 条の 6【拒絶決定された出願の公報掲載】

特許庁長は、第 16 条第 2 項後段の規定により拒絶決定や拒絶するという趣旨の審決が確定された時には、そのデザイン登録出願に関する事項を、第 78 条の規定によるデザイン公報に掲載しなければならない。但し、デザイン登録出願されたデザインが第 23 条の第 2 項各号のいずれか一つに該当する場合にはこれを掲載しなくてもよい。

[本条新設 2007.1.3]

第 24 条【「特許法」の準用】「特許法」第 38 条及び第 41 条の規定は、デザイン登録要件及びデザイン登録出願についてこれを準用する。<改正 1997.8.22、改正 2007.1.3 >

第 3 章 審 査

第 25 条【審査官による審査】

①特許庁長は審査官にデザイン登録出願及びデザイン無審査。登録異議の申立てを審査させる。<改正 2001.2.3 >

②審査官の資格に関し必要な事項は、大統領令で定める。

第 26 条【デザイン登録拒絶の決定】

①審査官は、デザイン登録出願が次の各号の 1 に該当するときは、デザイン登録拒絶決定をしなければならない。<改正 2001.2.3 >

1. 第 5 条乃至第 7 条・第 9 条第 6 項・第 10 条乃至第 12 条・第 16 条第 1 項及び第 2 項と第 4 条において準用する特許法第 25 条の規定によりデザイン登録をすることができないものであるとき<改正 2001.2.3 >

2.<削除 2001.2.3 >

3. 第 3 条第 1 項本文の規定によりデザイン登録を受けることができる権利をもたずに同条同項但し書の規定によりデザイン登録を受けることができないものであるとき<改正 2001.2.3 >

4. 条約の規定に違反した場合

5. 類似デザイン無審査登録出願が次の各目の 1 に該当した場合

イ. 類似デザイン登録されたデザイン又は類似デザイン登録出願されたデザインを基本デザインとして表示した場合。

ロ. 基本デザインのデザイン権が消滅した場合。

ハ. 基本デザインに関するデザイン登録出願が無効・取下げ若しくは放棄され、又は拒絶査定が確定した場合。

ニ.類似デザイン無審査登録出願人が基本デザインのデザイン権者又は基本デザインに関するデザイン登録出願人と違う場合〈新設 2001.2.3〉

ホ.類似デザイン無審査登録出願されたデザインが基本デザインに類似していない場合〈新設 2001.2.3〉

②第1項の規定にかかわらず、デザイン無審査登録出願に対しては第5条、第7条、第16条第1項・第2項の規定は、これを適用しない。但し、デザイン無審査登録出願されたデザインが第5条第1項本文の規定による工業上利用することのできないものであったり、第5条第2項の規定にある国内で広く知られる形状・模様・色彩又はこれらの結合に基づいて容易に創作することができるものである場合には、デザイン登録拒絶決定をしなければならない。〈改正 2001.2.3、2004.12.31、2007.1.3〉

③審査官は第23条の5の規定による情報及び証拠の提供があるデザイン無審査登録出願に対しては、第2項の規定にかかわらず、その情報及び証拠に基づいて、第1項の規定によりデザイン登録拒絶決定をすることができる。〈新設 2004.12.31〉

[全文改正 1997.8.22]

〈本条題目改正 2001.2.3〉

第27条【拒絶理由の通知】

①審査官は、第26条の規定によりデザイン登録拒絶決定をしようとするときは、そのデザイン登録出願人に対し、拒絶の理由(第26条第1項各号の1に該当する理由をいい、以下、“拒絶理由”という。)を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。〈改正 1997.8.22、2001.2.3〉

②複数デザイン登録出願されたデザインのうち一部デザインに対して拒絶理由がある場合はその該当デザインの一連番号、デザインの対象になる物品及び拒絶理由を明示しなければならない。〈新設 1997.8.22、2001.2.3〉

第28条【デザイン登録の決定】 審査官は、デザイン登録出願について拒絶の理由を発見しないときは、デザイン登録の決定をしなければならない。〈改正 2001.2.3〉

〈本条題目改正 2001.2.3〉

第29条【デザイン登録可否決定の方式】

①デザイン登録可否決定は文書をもって行い、且つ、理由を付さなければならない。〈改正 2001.2.3〉

②特許庁長はデザイン登録可否決定があったときは、その決定の謄本をデザイン登録出願人に送達しなければならない。〈改正 2001.2.3〉

〈本条題目改正 2001.2.3〉

第 29 条の 2【デザイン無審査登録異議の申立て】

①何人もデザイン無審査登録出願によるデザイン権の設定登録があった日からデザイン無審査登録公告日後 3 月以内に、当該デザイン無審査登録が次の各号の 1 に該当することを理由として特許庁長にデザイン無審査登録異議の申立てをすることができる。この場合、複数デザイン登録出願されたデザイン登録に対しては、各デザインごとにデザイン無審査登録異議の申立てをすることができる。〈改正 2001.2.3〉

1. 第 5 条、第 6 条、第 7 条第 1 項、第 10 条及び第 16 条第 1 項・第 2 項又は第 4 条の規定に準用される特許法第 25 条の規定に違反したとき〈新設 2001.2.3〉

2. 第 3 条第 1 項の本文の規定によるデザイン登録を受けることができる権利を持っていないか、又は同条同項但し書きの規定によりデザイン登録を受けることが出来ないとき〈新設 2001.2.3〉

3. 条約に違反するとき〈新設 2001.2.3〉

②デザイン無審査登録異議の申立てをする者(以下“デザイン無審査登録異議申立人”という)は次の各号の事項を記載したデザイン無審査登録異議申立書に必要な証拠を添付して特許庁長に提出しなければならない。〈改正 2001.2.3〉

1. デザイン無審査登録異議申立人の氏名と住所(法人にあつてはその名称及び営業所の所在地)

1 の 2. デザイン無審査登録異議の申立人の代理人がある場合は、その代理人の氏名及び住所若しくは営業所の所在地(代理人が特許法人にあつては、その名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名)

2. デザイン無審査登録異議の申立ての対象となる登録デザインの表示

3. デザイン無審査登録異議の申立ての趣旨

4. デザイン無審査登録異議の申立ての理由及び必要な証拠の表示

③第 29 条の 4 第 3 項の規定により指定された審査長はデザイン無審査登録異議の申立てがあつたときには、デザイン無審査登録異議申立書の副本をデザイン無審査登録異議の申立ての対象となる登録デザインのデザイン権者に送達し、期間を定めて答弁書を提出する機会を与えなければならない。〈2001.2.3〉

④第 68 条第 6 項の規定は第 1 項のデザイン無審査登録異議の申立てに準用する。

[本条新設 1997.8.22]

第 29 条の 3【デザイン無審査登録異議の申立て理由等の補正】 デザイン無審査登録異議申立人はデザイン無審査登録異議の申立てをした日から 30 日以内にデザイン無審査登録異議申立書に記載した理由又は証拠を補正することができる。

[本条新設 1997.8.22]

第 29 条の 4【審査・決定の合議体】

- ①デザイン無審査登録異議の申立ては 3 人の審査官合議体が審査・決定する。
- ②特許庁長は各デザイン無審査登録異議の申立てに対し審査官合議体を構成する審査官を指定しなければならない。
- ③特許庁長は第 2 項の規定により指定された審査官のうち 1 人を審査長として指定しなければならない。
- ④「**特許法**」第 144 条第 2 項・第 145 条第 2 項及び第 146 条第 2 項・第 3 項の規定は審査官合議体及び審査長に関してこれを準用する。〈改正 2001.2.3 、 **2007.1.3**〉

[本条新設 1997.8.22]

第 29 条の 5【デザイン無審査登録異議申立ての職権審査】

- ①デザイン無審査登録異議申立てに関する審査をする時には、デザイン権者やデザイン無審査登録異議申立人が申立てしない理由についても、これを審査することができる。この場合、デザイン権者やデザイン無審査登録異議申立人に期間を定めて、その理由に関して意見を陳述できる機会を与えなければならない。
- ②デザイン無審査登録異議申立てに関する審査をする時には、デザイン無審査登録異議申立人が申立てしない登録デザインに関しては審査することができない。

[本条新設 2007.1.3]

第 29 条の 6【デザイン無審査登録異議申立ての併合又は分離】

審査官合議体は、2 つ以上のデザイン無審査登録異議申立てを併合又は分離して審査・決定することができる。

[本条新設 2007.1.3]

第 29 条の 7【デザイン無審査登録異議申立てに対する決定】

①審査官合議体は、第 29 条の 2 第 3 項及び第 29 条の 3 の規定による期間が経過した後、デザイン無審査登録異議の申立てに対する決定をしなければならない。

②審査長はデザイン無審査登録異議申立人がその理由及び証拠を提出しない場合は第 29 条の 2 第 3 項の規定にかかわらず、第 29 条の 3 の規定による期間の経過の後に決定としてデザイン無審査登録異議の申立てを却下することができる。〈改正 2001.2.3〉

③審査官の合議体はデザイン無審査登録異議の申立てが理由があると認められたときはその登録デザインを取消す旨の決定(以下、“デザイン登録取消決定”という。)をしなければならない。〈改正 2001.2.3〉

④デザイン登録取消決定が確定したときはそのデザイン権は初めからなかったものとみなす。〈改正 2001.2.3〉

⑤審査官の合議体はデザイン無審査登録異議の申立てが理由がないと認められたときはそのデザイン登録を維持する旨の決定(以下、“デザイン登録維持決定”という。)をしなければならない。〈改正 2001.2.3〉

⑥デザイン無審査登録異議の申立てに対する却下決定及びデザイン登録維持決定に対しては不服することができない。〈改正 2001.2.3〉

[本条新設 1997.8.22]

[第 29 条の 5 より移動 <2007.1.3>]

第 29 条の 8【デザイン無審査登録異議申立てに対する決定方式】

①デザイン審査登録異議申立てに対する決定は、次の各号の事項を記した書面で行わなければならない。決定をした審査官はこれに記名捺印をしなければならない。

1.デザイン無審査登録異議申立て事件の番号

2.デザイン権者とデザイン無審査登録異議申立人の氏名及び住所(法人である場合はその名称及び営業所の所在地)

3.デザイン権者とデザイン無審査登録異議申立人の代理人がいる場合には、その代理人の姓名及び住所又は営業所の所在地(代理人が特許法人である場合にはその名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名)

4.決定に関連するデザインの表示

5.決定の結論及び理由

6.決定年月日

②審査長は、デザイン無審査登録異議申立てに対する決定がある時には、その謄本をデザイン無審査登録異議申立人とデザイン権者に送達しなければならない。

[本条新設 2007.1.3]

第 29 条の 9【デザイン無審査登録異議申立ての取下げ】

①デザイン無審査登録異議申立ては、第 29 条の 5 第 1 項後段の規定による意見陳述の通知や、第 29 条の 8 第 2 項による決定謄本の送達がある後には、これを取り下げることができない。

②「特許法」第 161 条第 2 項及び第 3 項は、デザイン無審査登録異議申立ての取下げに関してこれを準用する。

[本条新設 2007.1.3]

第 30 条【「特許法」の準用】

①「特許法」第 58 条・第 58 条の 2・第 61 条・第 68 条及び同法第 78 条の規定は、デザイン登録出願の審査についてこれを準用する。<改正 1995.12.29、1997.4.10、2001.2.3、2007.1.3>

②「特許法」第 78 条・第 142 条・第 148 条第 1 号乃至第 5 号及び第 7 号・第 154 条第 8 項・第 157 条・第 165 条第 3 項乃至第 6 項及び第 166 条は、デザイン無審査登録異議申立ての審査・決定に関してこれを準用する。この場合、同法第 78 条第 1 項中“特許出願の審査において必要な時には”は、“デザイン登録出願又はデザイン無審査登録異議申立ての審査において必要な時には、デザイン無審査登録異議申立てについての決定が確定されたり”と読み替え、同法第 78 条第 2 項にある“特許出願についての決定”は、“デザイン登録出願の決定又はデザイン無審査登録異議申立てについての決定”と読み替え、同法第 148 条第 1 号乃至第 3 号及び第 5 号にある“当事者・参加人”は各々“当事者・参加人又はデザイン無審査登録異議申立人”と読み替え、同法第 165 条第 3 項及び第 4 項にある“請求人”は各々“請求人又はデザイン無審査登録異議申立人”と読み替える。<新設 1997.8.22、改正 2001.2.3、2002.12.11、2007.1.3>

第 4 章 登録料及びデザイン登録等

第 31 条【デザイン登録料】

- ①第 39 条第 1 項の規定によるデザイン権の設定の登録を受けようとする者又はデザイン権者はデザイン登録料(以下、“登録料”という。)を納付しなければならない。
- ②第 1 項の規定による登録料・その納付方法及び納付期間、その他必要な事項は、産業資源部令で定める。<改正 1993.3.6、1995.12.29、2004.12.31 >

第 31 条の 2【デザイン登録料を納付する時のデザイン別放棄】

- ①複数デザイン登録出願についてデザイン登録決定を受けた者が登録料を納付する時は、デザイン別にこれを放棄する事ができる。
- ②第 1 項の規定によるデザインの放棄に関し必要な事項は産業資源部令で定める。<本条新設 2001.2.3 >

第 32 条【利害関係人による登録料の納付】

- ①利害関係人は、納付すべき者の意にかかわらず、登録料を納付することができる。
- ②利害関係人は、第 1 項の規定により登録料を納付した場合は、納付すべき者が現に利益を受ける限度においてその費用の償還を請求することができる。

第 33 条【登録料の追加納付等】

- ①デザイン権の設定の登録を受けようとする者又はデザイン権者は、第 31 条第 2 項の規定による登録料納付期間が経過した後であっても、6 月以内に登録料を追加納付することができる。
- ②第 1 項の規定により登録料を追加納付するときは、納付すべき登録料の 2 倍の金額を納付しなければならない。
- ③第 1 項の規定による追加納付期間内に登録料を納付しなかったとき(追加納付期間が満了になっても、第 33 条の 2 第 2 項の規定による補填期間が満了していなかった場合は、その補填期間内に補填しなかったときをいう。)は、デザイン権の設定の登録を受けようとする者のデザイン登録出願はこれを放棄したものとみなし、デザイン権者のデザイン権は登録料を納付すべき期間の経過した時にさかのぼってそのデザイン権が消滅したものとみなす。<改正 2002.12.11 >

<本条題目変更 2002.12.11 >

第 33 条の 2【登録料の補填】

①特許庁長は、デザイン権の設定登録を受けようとする者又はデザイン権者が、第31条第2項又は第33条第1項の規定による期間内に登録料の一部を納付しなかった場合には、登録料の補填を命じなければならない。

②第1項の規定により補填命令を受けた者は、その補填命令を受けた日から1月以内に登録料を補填することができる。

③第2項の規定により、登録料を補填する者は次の各号の1に該当する場合に納付しなかった金額の2倍を納付しなければならない。

1.登録料を第31条第2項の規定による納付期間を超過して補填をする場合

2.登録料を第33条第1項の規定による追加納付期間を超過して補填する場合

<本条新設 2002.12.11 >

第33条の3【登録料の追加納付又は補填によるデザイン登録出願とデザイン権の回復等】

①デザイン権の設定登録を受けようとする者又はデザイン権者は、その責めに帰することができない理由により第33条第1項の規定による追加納付期間内に登録料を追加納付しなかったか、若しくは第33条の2第2項の規定による補填期間内に補填しなかったときは、その理由がなくなった日から14日以内にその登録料を納付、若しくは補填することができる。但し、追加納付期間の満了日又は補填期間の満了日のうち遅い日から6月が経過した時はその限りではない。<改正 2002.12.11 >

②第1項の規定による登録料の納付、又は補填した者は、第33条第3項の規定にかかわらずそのデザイン登録出願を放棄しなかったとみなし、そのデザイン権は登録料納付期間が経過した時にさかのぼって存続していたものとみなす。<改正 2002.12.11 >

③過失によって第33条第1項の規定による追加納付期間内に登録料を納付しなかったり、第33条の2の第2項の規定による保全期間内に保全をせず、実施中の登録デザインのデザイン権が消滅した場合、そのデザイン権者は追加納付期間、又は保全期間満了日から3月以内に、第31条の規定による登録料の3倍を納付して、その消滅した権利の回復を申請することができる。この場合、そのデザイン権は登録料の納付期間が経過した時に遡及して存続していたとみなす。<新設 2005.5.3 >

④第2項又は第3項の規定によるデザイン登録出願又はデザイン権の効力は登録料追加納付期間が経過した日から納付、又補填した日までの期間（以下この条で“効力制限期間”と言う。）中に別の人があるデザイン又はこれと類似したデザインを実施した行為については効力が及ばない。<改正 2002.12.11、2005.5.3 >

⑤効力制限期間中に韓国内で善意により第2項又は第3項の規定によるデザイン登録出願されたデザイン、登録デザイン又はこれと類似したデザインを業として実施するか、これを準備している者はその実施又は準備をしているデザイン又は事業目的の範囲内でそのデザイン権に対し通常実施権をもつ。〈改正 2005. 5. 3〉

⑥第5項の規定により通常実施権をもつ者はデザイン権者又は専用実施権者に相当の対価を支払わなければならない。〈本条新設 2001. 2. 3 、改正 2005. 5. 3〉

第34条【手数料】

①デザイン登録出願・請求及びその他の手続をする者は、手数料を納付しなければならない。

②第1項の規定による手数料・その納付方法及び納付期間、その他必要な事項は、産業資源部令で定める。〈改正 1993.3.6 、1995.12.29 、2004.12.31 〉

第35条【登録料又は手数料の減免】

①特許庁長は、次の各号の1に該当する登録料及び手数料は、第31条及び第34条の規定にかかわらず、これを免除する。

1. 国に属するデザイン登録出願若しくはデザイン権に関する手数料又は登録料

2. 第68条第1項の規定による審査官の無効審判の請求に対する手数料

②特許庁長は、「**国民基礎生活保障法**」第5条の規定による受給権者及び産業資源部令で定める者がしたデザイン登録出願である場合は、第31条及び第34条の規定にかかわらず、デザイン権の設定登録を受けるための最初3年分の登録料及び産業資源部令で定める手数料を減免することができる。〈改正 1993.3.6 、1995.12.29 、1999.9.7、**2007.1.3**〉

③第2項の規定により登録料及び手数料の減免を受けようとする者は、産業資源部令で定める書類を特許庁長に提出しなければならない。〈改正 1993.3.6 、1995.12.29 〉

第36条【登録料等の返還】

①納付された登録料及び手数料はこれを返還しない。但し、次の各号の**いずれか一つ**に該当する場合は、納付した者の請求によりこれを返還する。〈改正 1997.8.22 、2002.2.3、**2007.1.3** 〉

1. 誤って納付された登録料及び手数料

2.デザイン登録取消決定又はデザイン登録を無効にすべき旨の決定が確定した年度の翌年度からの登録料該当分

3.デザイン登録出願(優先審査申立てがあるデザイン登録出願、分割出願又は分割出願の基礎となるデザイン登録出願を除外する)後1ヵ月以内に該当デザイン登録出願を取り下げたり放棄した場合、既に納付された手数料中デザイン登録出願料 <新設 2007.1.3 >

②特許庁長は、納付された登録料と手数料が第1項各号のいずれか一つに該当する場合には、これを納付した者に通知しなければならない。〈新設 2001.2.3、改正 2007.1.3〉

③第1項各号外の部分但し書による登録料と手数料の返還のための請求は、第2項の規定による通知を受けた日から1年を経過した場合には行うことができない。〈改正 2001.2.3、2007.1.3〉

[全文改正 1993.12.10]

第37条【デザイン登録原簿】

①特許庁長は特許庁にデザイン登録原簿を備え、次の各号の事項を登録する。

1.デザイン権の設定・移転・消滅・回復又は処分の制限<改正 2002.12.11 >

2.専用実施権又は通常実施権の設定・保存・移転・変更・消滅又は処分の制限

3.デザイン権・専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定・移転・変更・消滅又は処分の制限

②第1項の規定によるデザイン登録原簿は、その全部又は1部を電子記録媒体等をもって作成することができる。〈改正 2001.2.3〉

③第1項及び第2項に規定するもののほか、登録事項及び登録手続等に関し必要な事項は、大統領令で定める。

第38条【デザイン登録証の交付】

①特許庁長は、デザイン権の設定の登録があったときは、デザイン権者に対しデザイン登録証を交付しなければならない。

②特許庁長はデザイン登録証がデザイン登録原簿、その他の書類と符合しないときは、申請により若しくは職権で、デザイン登録証を回収して訂正交付し、又は新たなデザイン登録証を交付しなければならない。

第 5 章 デザイン権

第 39 条【デザイン権の設定の登録】

- ①デザイン権は、設定の登録により発生する。
- ②特許庁長は、第 31 条第 1 項の規定により登録料を納付したとき、第 33 条第 1 項の規定により登録料を追加納付したとき、第 33 条の 2 第 2 項の規定により登録料を補填したとき、第 33 条の 3 第 1 項の規定により登録料を納付、若しくは補填したとき又は第 35 条第 1 項第 1 号及び第 2 項の規定によりその登録料が免除されたときは、デザイン権を設定するための登録をしなければならない。<改正 2002.12.11 >
- ③特許庁長は、第 2 項による登録をした場合には、デザイン権者の氏名・住所及びデザイン登録番号等大統領令が定めるそのデザインに関する事項をデザイン公報に掲載して登録公告をしなければならない。<改正 2007.1.3>

第 40 条【デザイン権の存続期間】

- ①デザイン権の存続期間はデザイン権の設定の登録の日から 15 年とする。但し、類似デザインのデザイン権の存続期間の満了日はその基本デザインのデザイン権の存続期間の満了日とする。<改正 1993.12.10 、 1997.8.22 >
- ②正当な権利者のデザイン登録出願に対しては第 15 条の規定によりデザイン権が設定登録された場合には、第 1 項のデザイン権の存続期間は無権利者がしたデザイン権の設定登録日の翌日から起算する。<改正 2001.2.3 、 2004.12.31 >

第 41 条【デザイン権の効力】 デザイン権者は、業として登録デザイン及びこれに類似するデザインの実施をする権利を専有する。但し、そのデザイン権について専用実施権を設定したときは、第 47 条第 2 項の規定により専用実施権者がその登録デザイン及びこれに類似するデザインの実施をする権利を専有する範囲内については、この限りでない。<改正 1993.12.10 >

第 42 条【類似デザインのデザイン権】 第 7 条第 1 項の規定による類似デザインのデザイン権は、その基本デザインのデザイン権と合体する。

第 43 条【登録デザインの保護範囲】 登録デザインの保護範囲は、デザイン登録出願書の記載事項及びその出願書に添付した図面と写真若しくは見本と図面に記載されたデザインの説明により現わされたデザインに基づいて定められる。<改正 2001.2.3 >

第 44 条【デザイン権の効力が及ばない範囲】

①デザイン権の効力は、次の各号の 1 に該当する事項には及ばない。

1. 研究又は試験をするための登録デザインの実施

2. 韓国内を通過するにすぎない船舶・航空機・車輛又はこれらに使用する機械・器具・装置その他の物

3. デザイン登録出願時から韓国内にある物

②文字体がデザイン権として設定登録された場合、そのデザイン権の効力は次の各号の 1 に該当する場合には及ばない。〈新設 2004.12.31〉

1. タイプ・組み版、又は印刷等の通常的な過程で文字体を使用する場合

2. 第 1 号の規定による文字体の使用により生産された結果物の場合

第 45 条【他人の登録デザイン等との関係】

①デザイン権者・専用実施権者又は通常実施権者は、その登録デザインがそのデザイン登録出願の日前の出願に係る他人の登録デザイン若しくはこれに類似するデザイン、特許発明・登録実用新案若しくは登録商標を利用するものであるとき、又はデザイン権がそのデザイン権のデザイン登録出願の日前の出願に係る他人の特許権、実用新案権若しくは商標権と抵触するときは、そのデザイン権者・特許権者・実用新案権者若しくは商標権者の許諾を得ていなければ、又は第 70 条の規定によらなければ、自己の登録デザインを業として実施することができない。〈改正 1997.8.22、2001.2.3〉

②デザイン権者、専用実施権者又は通常実施権者は、その登録デザインに類似したデザインがそのデザイン登録出願の日前の出願に係る他人の登録デザイン若しくはこれに類似するデザイン・特許発明・登録実用新案若しくは登録商標を利用するものであるとき、又はそのデザイン権の登録デザインに類似するデザインがデザイン登録出願の日前の出願に係る他人のデザイン権・特許権・実用新案権若しくは商標権と抵触するときは、そのデザイン権者・特許権者・実用新案権者若しくは商標権者の許諾を得ていないとき、又は第 70 条の規定によらなければ、自己の登録デザインに類似するデザインを業として実施することができない。〈新設 1997.8.22、改正 2001.2.3〉

③デザイン権者・専用実施権者・通常実施権者は、登録デザイン若しくはこれに類似するデザインがそのデザイン登録の出願の日前に生じた他人の著作権を利用するものであるとき、又は抵触するときには、著作権者の許諾を得なければ、自己の登録デザイン若しくはこれに類似するデザインを業として実施することができない。〈改正 2001.2.3〉

第 46 条【デザイン権の譲渡及び共有】

①デザイン権は、これを譲渡することができる。但し、基本デザインのデザイン権と類似デザインのデザイン権はともに譲渡しなければならない。

②デザイン権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡し、又はその持分を目的として質権を設定することができない。

③デザイン権が共有に係るときは、各共有者は、契約で別段の定をした場合を除き、他の共有者の同意を得ないでその登録デザイン又はこれに類似するデザインを自己が実施することができる。<改正 1993.12.10 >

④デザイン権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、そのデザイン権について専用実施権を設定し、又は通常実施権を許諾することができない。

⑤複数デザイン登録されたデザイン権は各デザインごとに分離して移転することができる。<新設 1997.8.22、改正 2001.2.3 >

第 47 条【専用実施権】

①デザイン権者は、そのデザイン権について他人に専用実施権を設定することができる。

②第 1 項の規定による専用実施権の設定を受けた専用実施権者は、その設定行為で定めた範囲内において、業としてそのデザイン登録又はこれに類似するデザインの実施をする権利を専有する。

③専用実施権者は、実施の事業とともに移転する場合、又は相続その他一般承継の場合を除き、デザイン権者の承諾を得なければその専用実施権を移転することができない。

④専用実施権者は、デザイン権者の承諾を得なければ、その専用実施権について質権を設定し、又は通常実施権を許諾することができない。

⑤第 46 条第 2 項乃至第 4 項の規定は、専用実施権に準用する。

第 48 条 <削除 1993.12.10 >

第 49 条【通常実施権】

①デザイン権者はそのデザイン権について他人に通常実施権を許諾することができる。

②通常実施権者はこの法律の規定により又は設定行為で定めた範囲内において、業としてその登録デザイン又はこれに類似するデザインの実施する権利を有する。<改正 1993.12.10 >

③第 46 条第 2 項・第 3 項及び「特許法」第 102 条第 4 項乃至第 6 項の規定は通常実施権に関してこれを準用する。<改正 1993.12.10、2007.1.3 >

第 50 条【先使用による通常実施権】

デザイン登録出願の際、そのデザイン登録出願されたデザインの内容を知らないでそのデザインを創作し、又はそのデザインを創作した者から知得して、韓国内でその登録デザイン若しくはこれに類似するデザインの実施である事業をし、又はその事業の準備をしている者は、その実施若しくは準備をしているデザイン及び事業の目的の範囲内において、そのデザイン登録出願されたデザインに対するデザイン権について通常実施権を有する。〈改正 1993.12.10、2007.1.3〉

第 50 条の 2【先出願による通常実施権】

他人のデザイン権が設定登録される時に、そのデザイン登録出願されたデザインの内容を知らずにそのデザインを創作したり、そのデザインを創作した者から知得して国内でそのデザイン又はこれと類似したデザインの実施事業をしたり、その事業の準備をしている者（第 50 条に該当する者を除外する）は、次の各号の要件を満たした場合に限って、その実施又は準備をしているデザイン及び事業の目的範囲内でそのデザイン権に対して通常実施権を有する。

1.他人が、デザイン権の設定登録を受けるために、デザイン登録出願をした日以前にそのデザイン又はこれと類似したデザインについてデザイン登録出願を行い、そのデザイン登録出願に関するデザインの実施事業を行ったり、その事業の準備を行ったもの

2.第 1 号中、まずデザイン登録出願したデザインが第 5 条 1 項各号のいずれか一つに該当して拒絶決定や又は拒絶するという趣旨の審決が確定されたもの

〈新設 2007.1.3〉

第 51 条【無効審判の請求登録前の実施による通常実施権】

①デザイン登録に対する無効審判の請求の登録前に次の各号の 1 に該当する者であって、登録デザインが無効事由に該当することを知らないで、韓国内においてデザイン又はこれに類似するデザインの実施である事業をしているもの又は事業の準備をしているときは、その実施又は準備をしているデザイン及び事業の目的の範囲内において、そのデザイン権又はデザイン登録を無効にした際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

1.同一又は類似のデザインについての二以上の登録デザインのうち、その一のデザイン登録を無効にした場合における原デザイン権者

2. デザイン登録を無効にして同一又は類似のデザインについて正当権利者にデザイン登録をした場合における原デザイン権者

3. 第 1 号及び第 2 号の場合において、その無効になったデザイン権について無効審判の請求の登録の際、既に専用実施権又は通常実施権又はその専用実施権について通常実施権を取得し、その登録を受けた者。但し、第 61 条の規定により準用する特許法第 118 条第 2 項の規定に該当する者である場合は、登録を要しない。

②第 1 項の規定により通常実施権を有する者は、デザイン権者又は専用実施権者に相当の対価を支払わなければならない。

第 52 条【デザイン権等の存続期間満了後の通常実施権】

①登録デザインに類似するデザインがそのデザイン登録出願の日前又はデザイン登録出願日と同日に出願され登録されたデザイン権(以下、“原デザイン権”という。)と抵触する場合、原デザイン権の存続期間が満了したときは原デザイン権者は原デザイン権の範囲内において、そのデザイン権について通常実施権を有し、又は原デザイン権の存続期間満了当時に存在するそのデザイン権に対する専用実施権について通常実施権を有する。

②第 1 項の場合において、原デザイン権の満了当時に存在する原デザイン権に対する専用実施権者、又は第 61 条において準用する「**特許法**」第 118 条第 1 項の規定により登録された通常実施権者は、原権利の範囲内において、そのデザイン権について通常実施権を有し、又は原デザイン権の存続期間の満了当時に存在するそのデザイン権に対する専用実施権について通常実施権を有する。〈改正 2001.2.3、**2007.1.3**〉

③第 1 項及び第 2 項の規定は、登録デザイン若しくはこれと類似するデザインがそのデザイン登録の日前又はデザイン登録出願日と同日に出願され登録された特許権又は実用新案権と抵触し、その特許権又は実用新案権の存続期間が満了したときに準用する。

④第 2 項(第 3 項において準用する場合を含む。)の規定により通常実施権を有する者はそのデザイン権者又はそのデザイン権に対する専用実施権者に相当の対価を支払わなければならない。[全文改正 1997.8.22]

第 53 条【デザイン権の放棄】 デザイン権者はデザイン権を放棄することができる。

第 54 条【デザイン権等の放棄の制限】

①デザイン権者は専用実施権者・質権者又は第 47 条第 4 項・第 49 条第 1 項又は「発明振興法」第 8

条第 1 項の規定による通常実施権者の同意を得なければデザイン権を放棄することができない。〈改正 2004.12.31、2006.3.3〉

②専用実施権者は、質権者又は第 47 条第 4 項の規定による通常実施権者の同意を得なければ専用実施権を放棄することができない。

③通常実施権者は、質権者の同意を得なければ通常実施権を放棄することができない。

第 55 条【放棄の効果】 デザイン権・専用実施権又は通常実施権の放棄があったときは、デザイン権・専用実施権及び通常実施権は、そのときから効力が消滅する。

第 56 条【質権】 デザイン権・専用実施権又は通常実施権を目的として質権を設定したときは、質権者は、契約で別段に定をした場合を除き、当該登録デザインの実施をすることができない。

第 57 条【質権の物上代位】 質権は、この法律による対価又は登録デザインの実施に対し受けるべき金銭その他の物に対しても、行うことができる。但し、その払渡又は引渡前に差押をしなければならない。<改正 1997.8.22 >

第 58 条【質権行使によるデザイン権の移転に伴う通常実施権】 デザイン権者はデザイン権を目的とする質権設定以前にその登録デザイン又はこれに類似するデザインを実施している場合は、そのデザイン権が競売等により移転されたとしても、その**デザイン権に対して**通常実施権を有する。この場合、デザイン権者は競売等によるデザイン権の移転を受けた者に相当の対価を支払わなければならない。

[全文改正 1993.12.10]<改正 2007.1.3 >

第 59 条【相続人がない場合のデザイン権の消滅】 デザイン権は、相続が開始されたとき、相続人がないときは、消滅する。

第 60 条<削除 2004.12.31 >

第 61 条【「特許法」の準用】 「特許法」第 101 条・第 106 条・第 118 条及び第 125 条の 2 の規定はデザイン権に関してこれを準用する。<改正 1993.12.10 、2001.2.3 、2007.1.3>

第 6 章 デザイン権者の保護

第 62 条【権利侵害に対する差止請求権等】

①デザイン権者又は専用実施権者は、自己の権利を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。〈改正 2004.12.31〉

②第13条第1項の規定により秘密にすることを請求したデザインに関するデザイン権者及び専用実施権者は、産業資源部令で定めるところによりそのデザインに関する次の各号の事項に対して、特許庁長より証明を受けた書面を提示して警告した後でなければ、第1項の規定による請求を行うことができない。〈新設 2004.12.31〉

1.デザイン権者及び専用実施権者(専用実施権者が請求する場合に限る)の姓名及び住所(法人の場合にはその名称及び主たる事務所の所在地をいう)

2.デザイン登録出願番号及び出願日

3.デザイン登録番号及び登録日

4.デザイン登録出願書に添付した図面・写真又は見本の内容

③デザイン権者又は専用実施権者は、第1項の規定による請求をするときには、侵害行為を造成した物品の廃棄、侵害行為に提供された設備の除去その他侵害の予防に必要な行為を請求することができる。〈改正 2004.12.31〉

第63条【侵害とみなす行為】

登録デザイン又はこれに類似するデザインに係る物品の製造にのみ使用する物を業として製造し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又は、業としてその物の譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為は、当該デザイン権又は専用実施権を侵害するものとみなす。〈改正 1993.12.10、2001.2.3〉

第64条【損害の額の推定等】

①デザイン権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己のデザイン権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、当該権利を侵害した者がその侵害の行為を組成した物品を譲渡したときは、その譲渡した物品の数量に、デザイン権者又は専用実施権者が当該侵害の行為がなければ販売することができた物品の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、デザイン権者又は専用実施権者が受けた損害の額とすることができる。この場合、損害の額はデザイン権者又は専用実施権者が製造できた物の数量から実体販売した物の数量を除いた数量に単位数量当たりの利益額を乗じた金額を限度とする。但し、デザイン権者又は専用実施権者が侵害行為以外の事由で販売できないとする事情があるときは、当該侵害行為以外の理由で販売できなかった数量に応じた額を控除するものとする。〈新設 2001.2.3〉

②デザイン権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己のデザイン権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合におい

て、権利を侵害した者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、デザイン権者又は専用実施権者が受けた損害の額と推定する。

③デザイン権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己のデザイン権又は専用実施権を侵害した者に対し、その侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その登録デザインの実施に対し通常受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、デザイン権者又は専用実施権者が受けた損害の額としてその損害賠償を請求することができる。

④第3項の規定にかかわらず、損害の額が同項に規定する金額を超える場合は、その超過額に対しても損害賠償を請求することができる。この場合において、デザイン権者又は専用実施権者を侵害した者に故意又は重大な過失がなかったときは、法院は損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。〈改正 2001.2.3〉

第65条【過失の推定】

①他人のデザイン権又は専用実施権を侵害した者は、その侵害の行為について過失があったものと推定する。但し、第13条第1項の規定により秘密にすることを請求したデザインに係るデザイン権又は専用実施権の侵害に対しては、この限りでない。

②第1項の規定はデザイン無審査登録デザインのデザイン権者・専用実施権者又は通常実施権者が、他人のデザイン権又は専用実施権を侵害した場合についてこれを準用する。〈新設 1997.8.22、2001.2.3〉

第66条【デザイン権者等の信用回復】 法院は、故意又は過失によりデザイン権又は専用実施権を侵害したことによりデザイン権者又は専用実施権者の業務上の信用を失墜させた者に対しては、デザイン権者又は専用実施権者の請求により、損害の賠償に代え、又は損害の賠償とともに、デザイン権者又は専用実施権者の業務上の信用を回復するのに必要な措置を命ずることができる。

第67条【特許法の準用】 特許法第132条の規定は、デザイン権者の保護についてこれを準用する。

第7章 審判

第67条の2【補正却下決定に対する審判】 第18条の2第1項の規定による補正却下決定を受けた者は、その決定に不服があるときは、その決定の謄本の送達があった日から30日以内に審判を請求する事ができる。〈本条新設 2001.2.3〉

第 67 条の 3【デザイン登録拒絶決定又はデザイン登録取消決定に対する審判】デザイン登録拒絶決定又はデザイン登録取消決定を受けた者が不服のあるときは、その決定の謄本の送達があった日から 30 日以内に審判を請求することができる。〈本条新設 2001.2.3 〉

第 68 条【デザイン登録の無効審判】

①利害関係人又は審査官は、デザイン登録が次の各号の1に該当する場合は、無効審判を請求することができる。この場合、第 11 条の 2 の規定により複数デザイン登録出願されたデザイン登録に対しては各デザインごとに請求することができる。〈改正 1993.12.10、1997.8.22、2001.2.3、2007.1.3〉

1.第 5 条・第 6 条・第 7 条第 1 項・第 10 条及び第 16 条第 1 項・第 2 項又は第 4 条において準用する「特許法」第 25 条の規定に違反したとき

2.第 3 条第 1 項本文の規定によるデザイン登録を受けることができる権利を持たないとき、又は同条同項但し書きの規定によりデザイン登録を受けることができないとき

3.条約に違反してされたとき

4.デザイン登録がされた後において、そのデザイン権者が第 4 条において準用する特許法第 25 条の規定によりデザイン権を享有することができない者になったとき、又はそのデザイン登録が条約に違反することとなったとき

②第 1 項の規定による審判は、デザイン権の消滅後においても、請求することができる。

③デザイン登録(類似デザインのデザイン登録を除く。)を無効にすべき旨の審決が確定したときは、そのデザイン権は、初めから存在しなかったものとみなす。但し、第 1 項第 4 号の規定によりデザイン登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、デザイン権は、そのデザイン登録が同号に該当するに至った時からなかったものとみなす。

④基本デザインのデザイン登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、その類似デザインのデザイン登録は無効になる。

⑤類似デザインのデザイン登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、又は第 4 項の規定により類似デザインのデザイン登録が無効になったときは、類似デザインのデザイン権は初めから存在しなかったものとみなす。但し、第 1 項第 4 号の規定により類似デザインのデザイン登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、類似デザインのデザイン権はその類似デザインのデザイン登録が同号に該当するに至った時からなかったものとみなす。

⑥審判長は、第 1 項の審判の請求があったときは、その旨を当該デザイン権についての専用実施権者その他デザインに関し登録をした権利を有する者に通知しなければならない。

第 69 条【権利範囲確認審判】

デザイン権者・専用実施権者又は利害関係人は、登録デザインの保護範囲を確認するためデザイン権の権利範囲確認審判を請求することができる。〈改正 2007.1.3〉

第 70 条【通常実施権の許諾の審判】

①デザイン権者・専用実施権者又は通常実施権者は、当該登録デザイン又は登録デザインに類似するデザインが第 45 条第 1 項又は 2 項の規定に該当し、実施の許諾を受けようとする場合に、その他人が正当な理由がないのに許諾をしないとき、又はその他人の許諾を受けることができないときは、自己の登録デザイン又は登録デザインに類似するデザインの実施に必要な範囲内において通常実施権の許諾の審判を請求することができる。〈改正 2001.2.3〉

②第 1 項の規定による審判により通常実施権を許諾した者がその通常実施権の許諾を受けた者の登録デザイン又は登録デザインに類似するデザインの実施を必要とする場合に、その通常実施権の許諾を受けた者が実施を許諾しないとき、又は実施の許諾を受けることができないときは、通常実施権の許諾を受けて実施しようとする登録デザイン又は登録デザインに類似するデザインの範囲内において通常実施権の許諾の審判を請求することができる。〈改正 2001.2.3〉

③第 1 項及び第 2 項の規定による通常実施権者は、特許権者・実用新案権者・デザイン権者又はその専用実施権者に対し対価を支払わなければならない。但し、自己が責任を負うことができない事由により、支払うことができないときはその対価を供託しなければならない。

④第 3 項の規定による通常実施権者はその対価を支払わないとき、又は供託をしなければ、その特許発明・登録実用新案又は登録デザイン若しくはこれと類似するデザインを実施することができない。〈改正 1993.12.10〉

第 71 条【審査規定のデザイン登録拒絶決定に対する審判への準用】

①第 18 条第 1 項乃至第 3 項・第 18 条第 4 項本文、第 18 条の 2、第 27 条及び第 28 条の規定は、デザイン登録拒絶決定に対する審判においてこれを準用する。この場合、第 18 条第 4 項本文中“第 28 条の規定によるデザイン登録決定又は第 26 条の規定によるデザイン登録拒絶決定に該当する決定(以下“デザイン登録可否決定”という)の通知書が送達される前まで”は、“拒絶理由通知による意見書提出期間内に”と読み替え、第 18 条の 2 第 3 項中“第 67 条の 2 の規定により審判を請求した時”は、“第 75 条で準用する「特許法」第 186 条第 1 項の規定により訴えを提起した時”と読み替え、“その審判の審決が確定する時まで”は“その判決が確定する時まで”と読み替えるものとする。〈改正 2001.2.3、2004.12.31、2007.1.3〉

②第1項の規定において準用する第18条の2第1項・第4項及び第27条の規定はデザイン登録拒絶決定の理由と別の拒絶理由を見つけた場合に限りこれを適用する。<本条新設 2001.2.3、改正 2004.12.31 >

第72条 【「特許法」の準用】

「特許法」第139条乃至第166条及び第171条乃至第176条の規定は審判についてこれを準用する。この場合、同法第140条の2第1項各号外の部分の本文中“第132条の3の規定により、特許拒絶決定に対する審判”は、“第67条の2又は第67条の3により補正却下拒絶、デザイン登録拒絶決定又はデザイン登録取消決定”と、“特許審判院長に提出しなければならない”は、“特許審判院長に提出しなければならない、特許審判院長は第67条の3によるデザイン登録取消決定に対する審判が請求された場合には、その趣旨をデザイン無審査登録異議申立人に通知しなければならない”と読み替え、同法第140条の2第1項第2号中“出願日及び出願番号”は、“出願日と出願番号(デザイン登録取消決定に対して不服な場合には登録日とデザイン登録番号)”と読み替え、同法第140条の2第1項第4号中“特許拒絶決定日”は、“デザイン登録拒絶決定日、デザイン登録取消決定日又は補正却下拒絶日”と読み替え、同法第148条第1号乃至第3号及び第5号中“当事者又は参加人”は各々“当事者、参加人又はデザイン無審査登録異議申立人”と読み替え、同法第148条第6号中“特許可否決定”は、“デザイン登録可否決定、デザイン無審査登録異議申立てに対する決定”と読み替え、同法164条第1項にある“別の審判”は、“デザイン無審査登録異議申立てに対する決定又は別の審判”と読み替え、同法第165条第3項中“第132条の3・第136条又は138条の審判費用は請求人”は、“第67条の2・第67条の3又は第70条の審判費用は請求人又はデザイン無審査登録異議申立人”と読み替え、同法第165条第4項中“請求人”は、“請求人又はデザイン無審査登録異議申立人”と読み替え、同法第171条第2項中“特許拒絶決定又は特許権の存続期間の延長登録拒絶決定に対する審判”は、“第67条の2又は第67条の3による審判”と読み替え、同法第172条の題目中“審査”は、“審査又はデザイン無審査登録異議申請手続き”と読み替え、同法第172条中“審査で踏む特許に関する手続きは特許拒絶決定又は特許権の存続期間の延長登録出願の拒絶決定に対する審判”は、“審査又はデザイン無審査登録異議申立てで踏むデザインに関する手続きは、デザイン登録拒絶決定又はデザイン登録取消決定に対する審判”と読み替え、同法第174条第1項前段中“第51条”は、“第18条の2”と読み替え、同法第174条第2項前段中“第47条第1項第1号・第2号”は、“第18条第1項乃至第3項、第18条第4項本文”と読み替え、同法176条の題目中“特許拒絶決定”は、“デザイン登録拒絶決定”と読み替え、同法176条第1項中“第132条の3”は、“第67条の2又は第67条の3”と、“特許拒絶決定・特許権の存続期間の延長登録拒絶決定”は、“補正却下決定・デザイン登録拒絶決定又はデザイン登録取消決定”と読み替え、同法第176条第2項中“特許拒絶決定又は特許権の存続期間の延長登録拒絶決定”は、“補正却下決定・デザイン登録拒絶決定又はデザイン登録取消決定”と読み替える。<改正 2007.1.3 >

第8章 再審及び訴訟

第 73 条【再審の請求】

- ①当事者は、確定審決に対して再審を請求することができる。
- ②「民事訴訟法」第 451 条及び同法第 453 条の規定は、第 1 項の再審の請求に準用する。〈改正 2002.1.26、2007.1.3〉

第 74 条【再審により回復したデザイン権の効力の制限】

①次の各号の1に該当する場合にデザイン権の効力は、当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に輸入し、又は韓国内において製造若しくは取得した物品には及ばない。〈改正 2001.2.3〉

- 1.無効になったデザイン権(デザイン登録取消決定に対する審判による取消が確定されたデザイン権を含む)が再審により回復したとき
- 2.デザイン権の権利の範囲に属しない旨の審決が確定した後再審によりこれと相反する審決が確定したとき
- 3.拒絶した旨の審決があったデザイン登録出願について再審によりデザイン権の設定の登録があったとき

②第 1 項各号に該当する場合のデザイン権の効力は、次の各号の1の行為には、及ばない。〈改正 1995.12.29〉

- 1.当該審決が確定した後再審の請求の登録前における当該デザインの善意の実施
- 2.登録デザインに係る物品の製造にのみ使用する物を当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に製造し譲渡し貸し渡し若しくは輸入し、又は譲渡若しくは貸渡の申出をする行為

第 75 条【「特許法」の準用】

「特許法」第 179 条・第 180 条・第 182 条乃至第 185 条の規定は再審について、第 186 条乃至第 191 条及び第 191 条の 2 の規定は訴訟についてこれを各々準用する。この場合において、同法第 186 条第 1 項中“審決に対する訴え”は“審決に対する訴えと第 71 条第 1 項の規定(第 75 条の規定において準用する「特許法」第 184 条の場合を含む。)において準用する第 18 条の 2 第 1 項の規定における却下決定”と読み替え、同法第 188 条第 1 項中“第 186 条第 1 項の規定における訴え”は“審決に対する訴えと第 71 条第 1 項の規定(第 75 条の規定により準用する「特許法」第 184 条の場合を含む。)において準用する第 18 条の 2 第 1 項の規定による却下決定に対する訴え”と読み替えるものとする。〈後段新設 2001.2.3、改正 2007.1.3〉

第9章 補則

第76条【書類の閲覧等】

①デザイン登録出願又は審判等に関する証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、デザイン登録原簿及び書類の閲覧若しくは複写を必要とする者は、特許庁長又は特許審判院長にこれを請求することができる。〈改正 1995.1.5〉

②特許庁長又は特許審判院長は、第1項の申請があっても、出願公開されておらずデザイン権の設定の登録がされなかったデザイン登録出願に関する書類と公共の秩序又は善良の風俗を紊乱するおそれがあるものは、これを許可しないことができる。〈改正 1995.1.5、1995.12.29〉

第77条【デザイン登録出願・審査・審判等に関する書類の搬出及び公開禁止】

①デザイン登録出願・審査・デザイン無審査登録異議申立て・審判・再審に関する書類又はデザイン登録原簿は、次の各号のいずれか一つに該当する場合を除き、これを外部に搬出することができない。

1.第30条第1項で準用する「特許法」第58条第1項又は第2項による先行デザインの調査などのためにデザイン登録出願又は審査に関する書類を搬出する場合

2.第81条で準用する「特許法」第217条の2第1項によるデザイン文書電子化業務の委託のために、デザイン登録出願・審査・デザイン無審査登録異議申立て・審判・再審に関する書類やデザイン登録原簿を搬出する場合

3.「電子政府具現のための行政業務などの電子化促進に関する法律」第30条によるオンライン遠隔勤務のために、デザイン登録出願・審査・デザイン無審査登録異議申立て・審判・再審に関する書類やデザイン登録原簿を搬出する場合〈改正 2007.1.3〉

②デザイン登録出願・審査・デザイン無審査登録異議の申立て・審判又は再審に係属中にある事件の内容又はデザイン登録可否決定・審決若しくは決定の内容については、鑑定・証言又は質疑に回答することができない。〈改正 1997.8.22、2001.2.3〉

〈本条題目改正 2001.2.3〉

第78条【デザイン公報】

①特許庁は、デザイン公報を発行する。但し、第24条の規定において準用する「特許法」第41条の規定による国防上秘密の取扱いを要する登録デザインは、これをデザイン公報に掲載しないことができる。〈改正 2004.12.31、2007.1.3〉

②デザイン公報は産業資源部令で定めるところにより電子媒体をもって発行することができる。<新設 1997.4.10、2001.2.3、2004.12.31 >

③特許庁長は電子媒体でデザイン公報を発行する場合は、情報通信網を活用し、デザイン公報の発行事実・主要目録及び公示送達に関する事項を知らせなければならない。<新設 1997.4.10、改正 2001.2.3、2004.12.31>

④第1項のデザイン公報に掲載する事項は、大統領令で決める。

第79条【デザイン登録表示】 デザイン権者・専用実施権者又は通常実施権者は、登録デザインに係る物品又はその物品の容器若しくは包装等にデザイン登録の表示をすることができる。

第80条【虚位表示の禁止】 何人も次の各号の1に該当する行為をしてはならない。

1. デザイン登録されていない物品、デザイン登録出願中でない物品、又はその物品の容器若しくは包装にデザイン登録表示又はデザイン登録出願表示をし、又はこれと紛らわしい表示を附する行為

2. 第1号の表示をしたものを譲渡し、貸し渡し又は展示する行為

3. デザイン登録されていない物品・デザイン登録出願中でない物品を製造させ若しくは使用させるため、又は譲渡し若しくは貸し渡すため、広告・看板又は標札にその物品がデザイン登録若しくはデザイン登録出願に係る旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為

第81条【「特許法」の準用】

「特許法」第217条の2乃至第220条、第222条及び第224条の2の規定は、デザインにおいてこれを準用する。この場合、同法第217条の2第1項中“審査・審判”は、“審査・デザイン無審査登録異議申立て・審判”と読み替え、同法第224条の2第1項中“特許可否決定・審決”は、“デザイン登録可否決定・デザイン登録取消決定・審決”と読み替える。<改正 1995.1.5、1998.9.23、2007.1.3 >

第10章 罰則

第82条【侵害の罪】

①デザイン権又は専用実施権を侵害した者は、7年以下の懲役又は1億ウォン以下の罰金に処する。〈改正 1997.8.22、2001.2.3〉

②第1項の罪は告訴をまって論ずる。

第83条【偽証の罪】

①この法律の規定により宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許審判院に対し虚偽の陳述、鑑定又は通訳をしたときは、5年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処する。〈改正 1995.1.5、2001.2.3〉

②第1項の規定による罰を犯した者がその事件のデザイン登録可否決定、デザイン無審査登録異議決定又は審決が確定する前に自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。〈改正 1997.8.22、2001.2.3〉

第84条【虚偽表示の罪】 第80条の規定に違反した者は、3年以下の懲役又は2千万ウォン以下の罰金に処する。

第85条【詐欺行為の罪】 詐欺その他不正な行為によりデザイン登録又は審決を受けた者は、3年以下の懲役又は2千万ウォン以下の罰金に処する。〈改正 2001.2.3〉

第86条【秘密を漏らした罪】 特許庁の職員・特許審判院職員又はその職にあった者が、デザイン登録出願中であるデザイン又は第13条第1項の規定により秘密にすることを請求したデザインに関し、職務に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用したときは、2年以下の懲役又は3百万ウォン以下の罰金に処する。〈改正 1995.1.5〉

[全文改正 1993.12.10]

第87条【両罰規定】 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、第82条第1項・第84条又は第85条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対しては次の各号の1で定める罰金刑を、その人に対して各該当条の罰金刑を科する。〈改正 1997.8.22、2001.2.3〉

1. 第82条第1項 3億ウォン以下の罰金刑 〈新設 2001.2.3〉

2. 第84条又は第85条 6千万ウォン以下の罰金刑 〈新設 2001.2.3〉

第88条【過料】

① 次の各号の1に該当する者は、50万ウォン以下の過料に処する。<改正 1995.1.5、2002.1.26、2007.1.3>

1. 「民事訴訟法」第299条第2項及び同法第367条の規定により宣誓した者が特許審判院に対し虚偽の陳述をしたとき <改正 2002.1.26 >

2. 特許審判院から証拠調又は証拠保全に関し、書類その他の物件の提出又は提示を命じられた者が、正当な理由がないのにその命令に従わなかったとき

3. <削除 2004.12.31、2007.1.3>

4. 特許審判院から証人・鑑定人又は通訳人として呼び出しを受けた者が、正当な理由がないのに出頭せず、又は宣誓・陳述・証言・鑑定若しくは通訳を拒んだとき

② 第1項の規定による過料は、大統領令で定めるところにより特許庁長が賦課・徴収する。

③ 第2項の規定による過料の処分に不服がある者は、その処分の告知を受けた日から30日以内に特許庁長に異議の申立てをすることができる。

④ 第2項の規定により過怠料の処分を受けた者が、第3項の規定による異議を提起したときは、特許庁長は、遅滞なく管轄法院にその事実を通報しなければならない。その通報を受けた法院は、「非訟事件手続法」による過怠料の裁判をする。<2007.1.3>

⑤ 第3項の規定による期間内に異議の申立てをしないうちに過料を納付しないときは、国税滞納処分の例によりこれを徴収する。

第89条【「特許法」の準用<改正 2007.1.3>】「特許法」第229条の2及び同法第231条の規定は、デザインに関する罰則に準用する。<改正 1998.9.23、2004.12.31、2007.1.3>

附 則<1990.1.13>

第1条【施行日】 この法律は1990年9月1日から施行する。

第2条【一般的経過措置】 この法律は附則第3条乃至第7条に別段の規定をした場合を除き、この法律の施行前に発生した事項にも適用する。但し、従前の規定により発生した効力に対しては影響を及ぼさない。

第3条【出願等についての経過措置】 この法律の施行前に行ったデザイン登録出願に関する審査及び拒絶査定に関する不服抗告審判は従前の規定による。

第4条【権利設定された登録デザインの審判等についての経過措置】この法律の施行前に行ったデザイン登録出願により権利設定された登録デザインに関する審判・抗告審判・再審及び訴訟は従前の規定による。

第5条【補正の却下についての経過措置】この法律の施行前に行った補正については従前の規定による。

第6条【デザイン権の収用等についての経過措置】この法律の施行前に請求したデザイン権の制限・収用・取消し・実施に関する処分、又は訴訟は従前の規定による。

第7条【審判の手続・費用及び損害賠償等に関する経過措置】この法律の施行前に請求した審判・抗告審判・再審及び訴訟に関する手続・費用及び損害賠償等は従前の規定による。

附 則<1993.3.6 >

第1条（施行日） この法律は、公布した日から施行する<但し書省略>

第2条 乃至 第5条 省略

附 則< 1993.12.10 >

①(施行日) この法律は 1994 年 1 月 1 日から施行する。

②(デザイン権の存続期間についての経過措置) この法律の施行前に設定されたデザイン権及びデザイン登録出願され設定されたデザイン権の存続期間は第 40 条第 1 項の改正規定にかかわらず、従前の規定による。

③(デザイン登録料等の返還期間についての経過措置) この法律の施行前に誤りにより納付されたデザイン登録料及び手数料の返還については従前の規定による。

④(デザイン登録料の返還についての適用例) デザイン登録に関する無効審決の確定によるデザイン登録料の返還に関する第 36 条第 1 項第 2 号の改正規定はこの法律施行以後に無効審判が確定したものから適用する。

附 則< 1995.1.5 >

第 1 条【施行日】この法律は 1998 年 3 月 1 日 から施行する。

第 2 条【係属中の事件に関する経過措置】

①この法律の施行前に審判が請求され、又は拒絶査定若しくは補正却下の決定に対する抗告審判が請求され係属中の事件はこの法律により特許審判院に審判が請求され係属中であるものとみなす。

②この法律の施行前に審決に対する抗告審判が請求され、又は審判請求書の却下決定に対する即時抗告が請求され係属中の事件はこの法律により特許法院に訴えが提起され係属中であるものとみなす。

第 3 条【不服を提起することができる事件等に関する経過措置】

①この法律施行当時に審判の審決、審判請求書の却下決定、拒絶査定又は審査官の補正却下の決定が送達された事件であって、従前の規定による抗告審判所に不服をしなかったものに対してはこの法律施行日から 30 日以内に、審判の審決と審判請求書の却下決定に対しては第 75 条の規定により準用する特許法第 186 条第 1 項の規定による訴えを提起することができ、拒絶査定又は審査官の補正却下の決定に対しては第 72 条の規定により準用する特許法第 132 条の 3 又は第 132 条の 4 の規定による審判を請求することができる。但し、この法律施行当時すでに従前の規定により不服期間が経過したものは、この限りでない。

②この法律施行当時に抗告審判の審決、抗告審判請求書の却下決定、抗告審判官の補正却下の決定が送達された事件であって、大法院に不服をしなかったものに対してはこの法律施行日から 30 日以内に大法院に不服をすることができる。但し、この法律施行当時すでに従前の規定による不服期間が経過したものは、この限りでない。

③この法律の施行前に大法院に不服が提起され係属中の事件及び第 2 項の規定による不服が提起される事件はこの法律により大法院に係属中、又は提起されたものとみなす。

第 4 条【再審事件に関する経過措置】附則第 2 条及び附則第 3 条の規定は係属中の再審事件についてこれを準用する。

第 5 条【書類の移管等】

①特許庁長は附則第 2 条第 1 項(附則第 4 条の規定により準用する場合を含む。)に規定された係属中の事件に関する書類を遅滞なく特許審判院長に移管しなければならない。

②特許庁長は附則第 2 条第 2 項(附則第 4 条の規定により準用する場合を含む。)に規定された係属中の事件に関する書類を遅滞なく特許法院長に移管しなければならない。この場合、書類の移管等に関し必要な事項は大法院規則で定める。

附則< 1995.12.29 >

①(施行日) この法律は 1996 年 7 月 1 日 から施行する。

②(審判の手続・費用及び損害賠償等についての経過措置) この法律の施行前に行った行為に対し請求した審判・抗告審判・再審及び訴訟に関する手続・費用及び損害賠償等は従前の規定による。

附則< 1997.4.10 >

第 1 条 (施行日) この法律は 1997 年 7 月 1 日 から施行する。(但し書き省略)

第 2 条 乃至 第 5 条 省略

附則< 1997.8.22 >

第 1 条 【施行日】 この法律は 1998 年 3 月 1 日 から施行する。

第 2 条 【出願等についての経過措置】 この法律の施行前に行ったデザイン登録出願に関する審査及び拒絶査定に関する審判は従前の規定による。

第 3 条 【登録デザインの審判等についての経過措置】 この法律の施行前に行ったデザイン登録出願により権利設定された登録デザインに関する審判、再審及び訴訟は従前の規定による。

第 4 条 【補正の却下についての経過措置】 この法律の施行前に行った補正については、従前の規定による。

第 5 条 【新規性喪失の例外認定についての適用例】 第 8 条第 1 項及び第 2 項の改定はこの法律施行後、最初に行うデザイン登録出願から適用する。

第 6 条 【デザイン権の存続期間延長に関する適用例】 第 40 条第 1 項の改正規定はこの法律施行の後、最初にデザイン登録出願をして登録されたデザイン権から適用する。

第7条【他人のデザイン権等との関係に関する適用例】第45条第2項の改正規定はこの法律施行の後、最初にデザイン登録出願をして登録されるデザイン権者又はその専用実施権者からこれを適用する。

附則<1998.9.23>

第1条【施行日】この法律は1999年1月1日から施行する。<但し書省略>

第2条乃至第5条 <省略>

附則<1999.9.7>

第1条（施行日）この法律は2000年10月1日から施行する。但し、第5条第1項の規定は2003年1月1日から施行する。

第2条乃至第13条 <省略>

附則<2001.2.3>

① **【施行日】**この法律は2001年7月1日から施行する。但し第36条第2項及び第3項の改定規定は、公布の日より施行する。

② **【一般的結果措置】**この法律の施行当時提出したデザイン登録出願の登録要件・分割・変更・審査・デザイン登録・デザイン権・デザイン無審査登録異議の申立て・審判・再審・及び訴訟は従前の規定による。但し次の各号の1に該当する場合にはそれにあたらぬい。

1. 多デザイン登録出願において、デザイン別放棄をすることにあたっては第31条の2の改定規定を適用する。

2. 登録料の追加納付によるデザイン登録出願又はデザイン権を遡及し、存続を擬制することにあたっては第33条の2の改定規定を適用しない。

3. デザイン登録拒絶の内容の審判を請求するにあたっては、第 72 条の改定規定に準用する特許法第 140 条の 2 第 1 項但し書き及び第 3 項を適用する。

附 則< 2002.1.26 >

第 1 条（施行日）この法律は 2002 年 7 月 1 日 から施行する。

第 2 条 乃至 第 7 条 <省略>

附 則< 2002.12.11 >

①【施行日】この法律は公布後 5 月が経過した日から施行する。

②【デザイン無審査登録異議申立の処理に関する適用例】第 30 条第 2 項の改正規定は、この法律の施行後、最初に申請されるデザイン無審査登録異議申立てから適用する。

附 則< 2004.12.31 >

①【施行日】この法律は公布後 6 月が経過した日から施行する。

②【出願等に関する経過措置】この法律施行前に行ったデザイン登録出願に関する登録要件・出願の変更・審査・審判・再審及び訴訟は、従来の規定による。

③【登録デザインの審判等に関する経過措置】この法律施行前に行ったデザイン登録出願により権利設定された登録デザインに関する無審査登録異議申立・審判・再審及び訴訟は、従来の規定による。

④【登・デザイン等名称変更に関する経過措置】この法律施行当時の従来の規定による登録デザイン又はデザイン登録出願は、この法律の改正規定による登録デザイン又はデザイン登録出願とみなす。

⑤【他の法律の改正】

<以下省略>

附則< 2005.5.31 >

第1条【施行日】 この法律は2005年9月1日から施行する。

附則< 2006.3.3 >

第1条【施行日】 この法律は公布後6月が経過した日から施行する。

第2条乃至第6条 <省略>

附則< 2007.1.3 >

第1条【施行日】 この法律は公布した日から施行する。但し、第4条後段、第13条第2項、第16条第3項、第18条第3項乃至第6項、第23条の6、第26条第2項、第29条の5乃至第29条の9、第30条第2項、第36条第1項第3号・第2項・第3項、第50条の2、第72条後段及び第81条後段の改正規定は2007年7月1日から施行する。

第2条【秘密デザインに関する適用例】 第13条第2項の改正規定は、2007年7月1日以降最初に出願するデザイン登録出願から適用する。

第3条【先出願等に関する適用例】 ①第16条第3項の改正規定は、2007年7月1日以降最初にデザイン登録出願をした後、そのデザイン登録出願を放棄したり、デザイン登録出願に対して拒絶決定又は拒絶するという趣旨の審決が確定されるものから適用する。

②第23条の6の改正規定は、2007年7月1日以降最初に出願したデザイン登録出願について拒絶決定又は拒絶するという趣旨の審決が確定されるものから適用する。

第4条【出願の補正に関する適用例】 第18条第3項の改正規定は、2007年7月1日以降最初に補正する単独のデザイン登録出願から適用する。

第5条【デザイン登録拒絶決定に関する適用例】 第26条第2項の改正規定は、2007年7月1日以降最初に出願するデザイン無審査登録出願から適用する。

第6条【登録料等の返還に関する適用例】 第36条第1項第3号の改正規定と同条第2項及び第3項の改正規定中デザイン登録出願料に関する部分は、2007年7月1日以降最初に出願するデザイン登録出願から適用する。

第7条【先出願による通常実施権に関する適用例】 第50条の2の改正規定は、2007年7月1日以降最初にデザイン登録出願をして同改正規定の要件を満たすものから適用する。

第8条【弁理士の報酬に関する適用例】 第75条の改正規定は、この法律施行後、弁理士が訴訟を代理するものから適用する。

第9条【登録料等の返還に関する経過措置】 2007年7月1日以前にデザイン登録取消決定又はデザイン登録を無効にするという審決が確定された場合において、第36条第1項第2号の登録料該当分の返還請求に関しては第36条第2項及び第3項の改定規定にかかわらず従前の第36条第3項の規定に従う。